

横浜市車体利用広告物

特例許可ガイドライン

横浜市 都市整備局

平成24年5月1日

1 趣旨

印刷技術や広告技術の著しい発展により、美しく効果的な車体利用広告が可能となり、公共交通機関のあり方も、輸送手段であるにとどまらず、情報発信源として地域社会に根ざす存在になってきました。

車体利用広告の対象も、公共交通機関に限らず、一般車両にまで拡大してきました。

しかし、道路等の公共空間の秩序を維持するために、車体利用広告の拡大には、一定の原則が必要です。また、各事業者及び広告主が行政と一体となり横浜の街の景観に責任を持つことが求められています。

車体利用広告が街の顔となり、市民に愛され、ひいては魅力ある都市景観の創造の一助となるよう、市民・事業者・行政が原則を共有するため、このガイドラインを制定するものです。

2 概要

このガイドラインは、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条第1項(8)オに規定する「市長が特に認める広告物等」について説明したものです。

【施行規則第6条第1項】

(8) 電車、自動車(広告宣伝用自動車として登録された自動車を除く。以下同じ。)又は船舶の外面を利用する広告物等に係る基準

ア 電車の外面を利用する広告物等にあつては、当該電車の車両の一の外面に表示する広告物等の表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下とすること。

イ 自動車(乗合自動車(定期路線の乗合自動車に限る。ウにおいて同じ。))を除く。)又は船舶の外面を利用する広告物等にあつては、表示面積の合計は、当該自動車又は船舶の外面(底面及び船舶の最も浅い喫水となる状態における喫水線下の外面を除く。)の面積の合計の10分の1又は5平方メートル以下とすること。

ウ 乗合自動車の外面を利用する広告物等にあつては、表示面積の合計は、当該乗合自動車の外面(前面及び底面を除く。)の面積の合計の10分の1又は5平方メートル以下とし、車体の前面には広告物等を表示し、又

は設置しないこと。

エ 自動車の外面を利用する広告物等にあつては、点滅装置及び映像装置並びに蛍光、発光及び反射を伴う材料を使用しないこと。

オ アからエまでの規定は、市長が特に認める広告物等については、適用しない。

3 車体利用広告を掲出するにあつての事業者の責務

事業者は、車体利用広告を計画・実施するにあつては、単に広告主等が責任を負うばかりでなく、バス等が道路等公共空間を走行していることに十分配慮し、事業者自らも十分に検討を願います。

特に交通事業者は、このガイドラインを遵守するだけでなく、各社でも特例許可広告物に関する取扱基準を設けるようにし、例えば社内に「車体利用広告物検討委員会」等を組織するなどして、内容、商品、デザイン、色、効果等を吟味し、周囲に与える影響を考慮するようお願いします。

4 公共交通機関としての判別容易性の確保

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めています。

上記の趣旨からも、特に路線バスにあつては、すべての利用者が車体を見て、どこのバス会社のものかが容易に判別できることが必要です。

そのため、各公共交通事業者は、すべての利用者が容易・明確にバス会社を視認できるよう一定の秩序を持った会社の表示をお願いします。

会社名の表示は、文字によるもののほか、会社のCIカラーにより統一した表現を車体に施すなど様々な工夫により、判別の容易性・明確性を一層高めるものとなるようお願いします。

5 市外にまたがる路線の考え方

横浜市内を走行する路線のものに限ります。

ただし、横浜市が許可をすることで、その路線が及ぶ全ての自治体において、それぞれの自治体内の走行が認められることが事前に確認できる場合、市外に路線が及ぶものについても許可します。

特例許可広告物ガイドライン

望ましい広告のガイドライン (例示)

1 経済の健全な発展に寄与する広告

- (1) 横浜の都市イメージの向上に貢献する広告
- (2) 明るい未来を感じさせる企業イメージ広告

2 社会の健全な発展に寄与する広告

- (1) 行政施策の方向性に合致する広告
- (2) 地域の発展、社会貢献に寄与する広告
- (3) 健全な市民活動を支援する広告

3 文化の健全な発展に寄与する広告

- (1) 横浜の建造物、人、自然、風景等を取り入れた広告
- (2) 文化的活動を支援する広告
- (3) 文化性・芸術性を意識した広告

4 社会的評価を反映した広告

特例許可広告物ガイドライン

望ましくない広告のガイドライン（例示）

1 安全面から支障があるもの

- (1) 公衆に対し危害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) ドライバーの注意を著しくひくもの
- (3) 交通情報と混同するおそれのあるもの()
- (4) 交通機関の利用者に不都合であるもの
- (5) 蛍光塗料及び類したもの

2 環境面から支障があるもの

- (1) 彩度の高い色を広範囲に使用するもの
- (2) 都市景観への配慮がないもの

3 公共空間を走行するものとして、市民の理解が得られないもの

(特に留意すべき他法令の法益等を尊重しないもの)

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損にあたるもの
- (2) 青少年の健全育成に反するもの
- (3) 男女共同参画の観点からふさわしくないもの
- (4) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (5) その他、特例許可の対象としてふさわしくないもの

4 社会問題を起こしているもの

- (1) 社会的に非難を受けているもの
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

5 その他、特例許可対象として望ましくないもの

- (1) 卑猥な内容・デザインのもの
- (2) 風俗営業、風俗関連営業(風営法2条4項)
- (3) 布教を目的とするもの
- (4) 政治的意見発表や論争の場
- (5) 世論が大きく分かれている業種、商品
- (6) その他社会風紀を乱すおそれのあるもの

() 印は、電車の外面を利用した広告は対象外

望ましくない広告のガイドライン（例示）の詳細（電車）

1 安全面から支障があるもの

- (1) 公衆に対し危害を及ぼすおそれのあるもの
 - ア 事故を誘発するおそれがあるもの（鮮やかなドット、ストライプ等の模様等）
 - イ 腐食、破損、脱落、はがれ等のおそれ
 - ウ 公序良俗を害するもの
- (2) ドライバーの注意を著しくひくもの
 - ア 映像装置を用いるもの
 - イ 幻惑させるもの（デザインの解りづらいもの等）
- (3) 交通機関の利用者に不都合であるもの
 - ア 車体前面に全面広告するもの
- (4) 蛍光塗料及び類したもの
 - ア 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの

2 環境面から支障があるもの

- (1) 彩度の高い色を広範囲に使用するもの
 - ア 彩度マンセル値10以下とする
- (2) 都市景観への配慮がないもの
 - ア 1面につき1広告（1企業）とする
 - イ 意味が不明のもの

3 公共空間を利用するものとして、市民の理解が得られないもの（特に留意すべき他法令の法益等を尊重しないもの）

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損にあたるもの
 - ア 人の人格・人体、思想等を侵害するもの
 - イ 人の人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
 - ウ 人または法人等の名誉を毀損するもの
- (2) 青少年の健全育成に反するもの
 - ア 暴力、わいせつ性を連想・想起させる
 - イ ギャンブルを肯定等するもの
 - ウ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (3) 男女共同参画の観点からふさわしくないもの
 - ア 性別による役割分担を固定化する傾向が強いもの
 - イ 男女間に主従・優劣等の関係があるように連想させるなど、男女を対等な関係で描いていないもの
- (4) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - ア 虚偽の内容を表示するもの
 - イ 法令で認められていない業種商法商品
 - ウ 国家資格に基づかない者が行う療法等
 - エ 誇大・比較広告等広告手法上議論のあるもの
 - オ 責任の所在が明確でないもの

4 社会問題を起こしているもの

- (1) 社会的に非難を受けているもの
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

5 その他、特例許可対象として望ましくないもの

- (1) 卑猥な内容・デザインのもの
- (2) 風俗営業、風俗関連営業（風営法2条4項）
- (3) 布教を目的とするもの
- (4) 政治的意見発表や論争の場
- (5) 世論が大きく分かれている業種、商品
- (6) その他社会風紀を乱すおそれのあるもの

望ましくない広告のガイドライン（例示）の詳細（路線バス）

1 安全面から支障があるもの

- (1) 公衆に対し危害を及ぼすおそれのあるもの
 - ア 事故を誘発するおそれがあるもの（鮮やかなドット、ストライプ等の模様等）
 - イ 腐食、破損、脱落、はがれ等のおそれ
 - ウ 公序良俗を害するもの
- (2) ドライバーの注意を著しくひくもの
 - ア 読ませる広告（文節が複数となる文章、4コマ漫画等）
 - イ 映像装置を用いるもの
 - ウ 幻惑させるもの（デザインの解りづらいもの等）
- (3) 交通情報と混同するおそれのあるもの
 - ア 消防車、救急車、パトカーと類似するもの
 - イ ランプ付近に赤等を基調とした模様（後面に赤を使用する場合は、ストップランプを白色で3cm以上の縁取りをする）
 - ウ 信号、交通標識と類似するもの
- (4) 交通機関の利用者に不都合であるもの
 - ア 車体前面に全面広告するもの
- (5) 蛍光塗料及び類したもの
 - ア 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの

2 環境面から支障があるもの

- (1) 彩度の高い色を広範囲に使用するもの
 - ア 彩度マンセル値10以下とする
- (2) 都市景観への配慮がないもの
 - ア 1面につき1広告（1企業）とする
 - イ 意味が不明のもの

3 公共空間を利用するものとして、市民の理解が得られないもの（特に留意すべき他法令の法益等を尊重しないもの）

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損にあたるもの
 - ア 人の人格・人体、思想等を侵害するもの
 - イ 人の人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
 - ウ 人または法人等の名誉を毀損するもの
- (2) 青少年の健全育成に反するもの
 - ア 暴力、わいせつ性を連想・想起させる
 - イ ギャンブルを肯定等するもの
 - ウ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (3) 男女共同参画の観点からふさわしくないもの
 - ア 性別による役割分担を固定化する傾向が強いもの
 - イ 男女間に主従・優劣等の関係があるように連想させるなど、男女を対等な関係で描いていないもの
- (4) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - ア 虚偽の内容を表示するもの
 - イ 法令で認められていない業種商法商品
 - ウ 国家資格に基づかない者が行う療法等
 - エ 誇大・比較広告等広告手法上議論のあるもの
 - オ 責任の所在が明確でないもの

4 社会問題を起こしているもの

- (1) 社会的に非難を受けているもの
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

5 その他、特例許可対象として望ましくないもの

- (1) 卑猥な内容・デザインのもの
- (2) 風俗営業、風俗関連営業（風営法2条4項）
- (3) 布教を目的とするもの
- (4) 政治的意見発表や論争の場
- (5) 世論が大きく分かれている業種、商品
- (6) その他社会風紀を乱すおそれのあるもの